

令和4年12月15日  
土佐国道事務所  
高知県  
東洋町  
北川村

**E55 阿南安芸自動車道 野根安倉道路で初めての設計協議調印式！**

～地元関係機関と設計協議調印式を開催～

阿南安芸自動車道 野根安倉道路の高知県安芸郡東洋町野根～高知県安芸郡北川村  
安倉（延長 8.5km）の道路予定地のうち、東洋町野根地区起点側工区（延長 0.9 km）、  
北川村安倉地区（延長 4.5km）において、地元関係機関との設計協議が合意に達した  
ことから、以下のとおり設計協議調印式（以下「調印式」）を開催します。

今回の調印は、野根安倉道路において初めての調印式になります。

日 時：令和4年12月19日（月）14時00分～（1時間程度）

会 場：北川村役場 1階会議室

高知県安芸郡北川村大字野友甲 1530

調印者：国土交通省 四国地方整備局 土佐国道事務所長

高知県 土木部長

東洋町長

北川村長

その他：調印式は公開で行います。

※設計協議とは、関係者の方々と道路構造等に関する協議を行い設計を確定させるものです。これにより道路用地が  
確定し用地取得に向けての準備が整ったこととなります。詳しくは、参考資料2をご覧ください。

土佐国道事務所ホームページ <https://www.skr.mlit.go.jp/tosakoku/>

Twitter [https://twitter.com/mlit\\_tosa](https://twitter.com/mlit_tosa)



ホームページ



Twitter

本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト【No. 1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト】及び【No.5 地域の自立的・持続的発展に向けた「資国」産業競争力強化プロジェクト】の取組に該当します。

（発表先）高知県政記者クラブ

お問い合わせ先（○主な問い合わせ先）

国土交通省 四国地方整備局 土佐国道事務所 電話 088-884-0359（代表）

事業対策官 福田 尊元（内線）208

○調査課長 福井 忍（内線）451

高知県 道路課 電話 088-823-9834

チーフ（企画担当） 松木 和幸

東洋町 産業建設課 電話 0887-29-3395

課長 小池 昭平

北川村 経済建設課 電話 0887-32-1222

課長 前田 洋介

# 1. 事業概要

一般国道493号野根安倉道路は、四国8の字ネットワークを形成する阿南安芸自動車道の一部となる全長8.5kmの一般国道です。

豪雨等による土砂災害が発生している国道493号や南海トラフ地震による津波発生時に浸水が想定される国道55号の代わりに地域の分断・孤立を解消し、円滑な救命・救急活動に寄与するほか、地域住民の安全性・利便性の向上や高知県東部地域の産業・観光振興支援を目的とした道路になります。

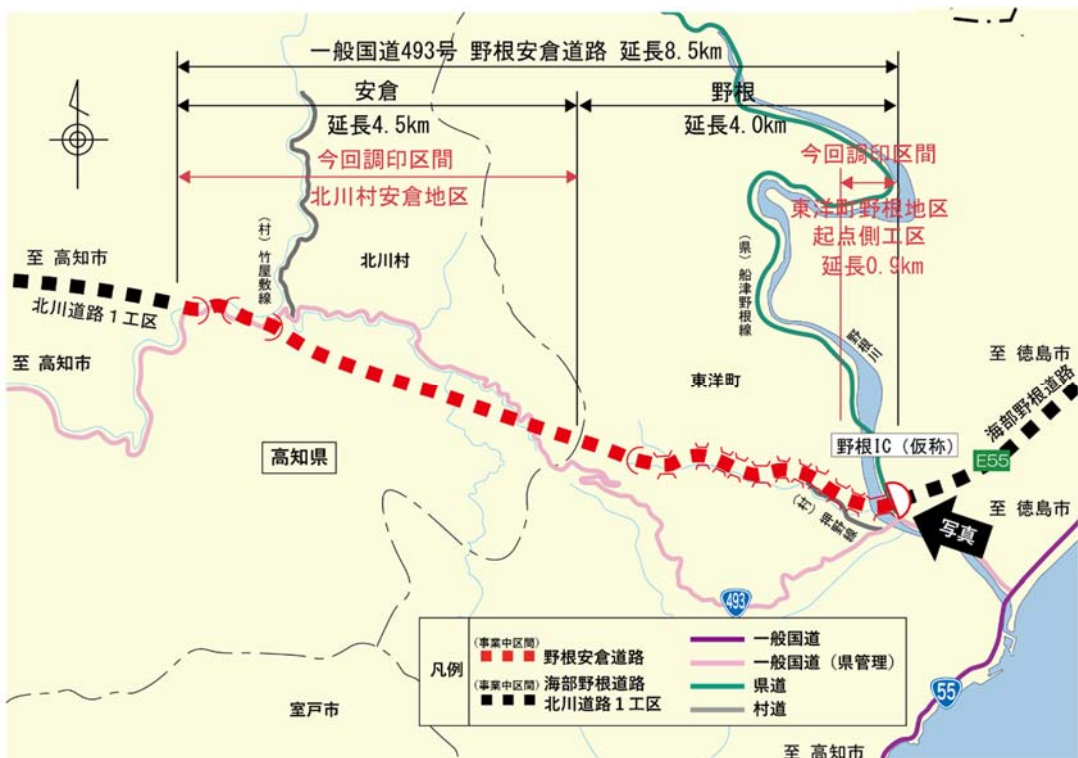
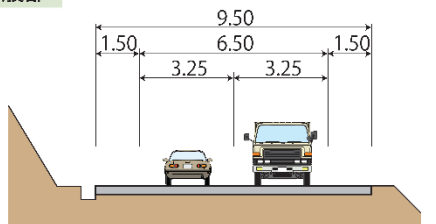
令和2年度に高知県安芸郡東洋町野根から高知県安芸郡北川村安倉までを事業化し、調査・設計を推進しています。

## ■ 計画諸元

- 区 間／自：高知県安芸郡東洋町野根／至：高知県安芸郡北川村安倉
- 構造規格／第3種第2級(一般国道)
- 設計速度／60 km/h
- 延 長／8.5 km
- 幅員構成／9.5m(1.5+3.25+3.25+1.5)
- 事業化年度／令和2年度

### 標準断面図

一般部



## 2. 調印内容

東洋町<sup>のね</sup>野根地区起点側工区・北川村<sup>あぐら</sup>安倉地区において、道路構造（本線道路構造、側道、付替・取付道、水路及び用排水路等）、環境保全、工事中の安全対策などの協議が基本的合意に達したため、これらについて関係機関等で確認するものです。

### E55 阿南安芸自動車道 野根安倉道路ができるまで

#### 1 事業化

地域の土地利用状況や道路のネットワークを考慮し、開発計画や自然環境との調和が図られる総合的に優れたルートを選定します。



#### 2 地元説明

事業計画を説明し、測量等に伴う立ち入りをお願いします。



#### 3 測量・調査

基準点の設置、中心杭打設、縦断及び横断測量、地形図作成等の測量や地質調査等を実施します。



#### 4 設計

道路や橋、トンネルなどの設計を行います。



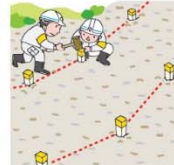
#### 5 設計協議

道路構造を説明するとともに、水路、付替道路等の構造について協議します。



#### 6 用地幅杭打設 完了

道路の建設に必要な幅を示す杭を現地に打設します。



用地幅杭打設完了で設計協議の調印となります。

### 今後の予定

#### 7 境界立会

民々境界、官民境界を現地にて立会します。



#### 8 用地測量調査

用地測量、建物、工作物、立木、その他補償対象物件の調査をします。



#### 9 用地補償説明

用地測量、調査に基づき土地価格、建物等の補償について説明します。



#### 10 用地契約

合意後、契約金をお支払いします。



#### 11 工事

設計に基づいて、トンネルや橋などをつくります。



#### 12 開通

事業化から工事まで、いろいろな方の協力によって快適な道路が開通します。

